

学校法人森友学園を巡る決裁文書の改ざん指示を受け自殺した近畿財務局職員に対する麻生財務大臣の責任と遺族への弔問に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年六月十一日

松沢成文

参議院議長 伊達忠一殿



学校法人森友学園を巡る決裁文書の改ざん指示を受け自殺した近畿財務局職員に対する麻生財務大臣の責任と遺族への弔問に関する質問主意書

学校法人森友学園への国有地売却を巡る決裁文書の改ざん指示を受け、本年三月七日に近畿財務局において上席国有財産管理官を務めた職員が自殺した問題に関し、以下質問する。

一 本年六月四日、財務省は、「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」を公表した。この中で、「近畿財務局の統括国有財産管理官の配下職員は、そもそも改ざんを行うことへの強い抵抗感があつたこともあり、本省理財局からの度重なる指示に強く反発し」ていたことが明らかにされている。自殺をした近畿財務局職員は、本報告書にいう、本省理財局からの度重なる改ざん指示に強く反発していた「近畿財務局の統括国有財産管理官の配下職員」に含まれるのか。

二 本年六月四日の記者会見において、麻生財務大臣は、近畿財務局職員の自殺と文書改ざんの因果関係の有無を問われ、これを認めた。また、麻生大臣は、理財局による改ざん指示が認定されたことを受け、責任を明確にするため閣僚給与を一年分自主的に返納することを明らかにした。麻生大臣は、近畿財務局職員の自殺についても、財務省の長である自らの責任を認めるのか。

三 財務省の最高責任者として、麻生大臣は、自殺した近畿財務局職員の遺族を弔問したのか。まだである
とすれば、遺族への謝罪を兼ねて一刻も早く弔問すべきであると考えるがどうか。

右質問する。